



浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の 変更認可申請について

【高経年化技術評価及び長期施設管理方針の策定に係る責任職位の見直し
並びに廃止措置に伴う管理区域図の変更】

令和4年8月8日
中部電力株式会社

1 保安規定変更認可申請内容

本浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書における変更認可申請内容は以下のとおり。

(1) 運転開始後40年及び50年を経過する日までに実施する発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針の策定に係る責任職位の見直しに伴う変更

3号炉及び4号炉の営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価（以下、「高経年化技術評価」という。）及び長期施設管理方針の策定において確立してきた実施手順及び実施体制を引き続き活用していくことを目的として、運転開始後40年及び50年を経過する日までに実施する高経年化技術評価及び長期施設管理方針の策定に係る責任職位を見直すこととした。

これに伴い、第1編第106条の6（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）に規定する「営業運転を開始した日以後40年及び50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき実施する高経年化技術評価及びその結果に基づく長期施設管理方針の策定に係る責任職位」について、「原子力部長」から「発電所長」に変更する。

(2) 排気筒（1号及び2号炉共用）鋼板の汚染部位分離作業に伴う管理区域図の変更

排気筒（1号及び2号炉共用）鋼板の汚染部位分離作業の進捗に応じて、排気筒（1号及び2号炉共用）鋼板の汚染部位分離エリアにおける管理区域の設定及び解除を行う。

これに伴い、第1編及び第2編の添付－2（管理区域図）を変更する。

(1) 運転開始後40年及び50年を経過する日までに実施する高経年化技術評価及び長期施設管理方針の策定に係る責任職位の見直しに伴う変更

【変更内容】

運転開始後40年及び50年を経過する日までに実施する高経年化技術評価及び長期施設管理方針の策定に係る責任職位を「原子力部長」から「発電所長」に変更する。

(第1編第106条の6第3項及び第4項の主語を「原子力部長」から「所長」に変更する。)

【変更理由】

これまでは、40年を経過する日までに実施する高経年化技術評価及び長期施設管理方針の策定は運転期間の延長認可申請のための検討内容に含まれること、また、運転期間の延長認可申請は、会社としての意思決定を伴うことから責任職位を原子力部長としていた。

しかしながら、以下の理由により責任職位を「原子力部長」から「発電所長」に変更する。

- 40年を経過する日までに実施する高経年化技術評価及び長期施設管理方針の策定業務は、基本的に営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施する高経年化技術評価及び長期施設管理方針の策定業務と同様であること
- 高経年化技術評価及び長期施設管理方針の策定業務は構築物、系統、機器に即した業務であること
- 発電所長を責任職位とする実施体制及び実施手順は、3号炉及び4号炉の営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施する高経年化技術評価及び長期施設管理方針の策定業務において確立（組織及び要員の習熟を含む。）されており、この実施体制及び実施手順を活用することが合理的であること

上記の理由から責任職位を変更することとし、廃止措置工事に伴う管理区域図の変更に伴う申請と合わせて申請を行うこととした。なお、運転期間の延長認可申請のための特別点検の実施及び40年を経過する日までに実施する高経年化技術評価の実施の決定は、今後もこれまでの考え方と変わらず原子力部長の責任で行う。

(2) 排気筒（1号及び2号炉共用）鋼板の汚染部位分離作業に伴う管理区域図の変更

【変更内容】

排気筒（1号及び2号炉共用）鋼板の汚染部位分離エリアについて、汚染のおそれのない管理区域の設定及び解除を行う。
これに伴い、第1編及び第2編の添付-2（管理区域図）を変更する。

＜変更する管理区域図＞

- ・「管理区域図80 排気筒（1号及び2号炉共用）鋼板の汚染部位分離エリア」を追加
合わせて「管理区域図内訳」、「管理区域図1（管理区域全体図）」を変更

また、今回設定する管理区域は、排気筒（1号及び2号炉共用）鋼板の分離作業完了後に解除するため、追加する管理区域図は、当該作業が完了し、放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認後、当社の定める日に削除する。

【変更理由】

排気筒鋼板の分離作業は、保安規定第2編第41条の3に定めるとおり、汚染のおそれのない管理区域（A区域）にて実施する必要がある※。

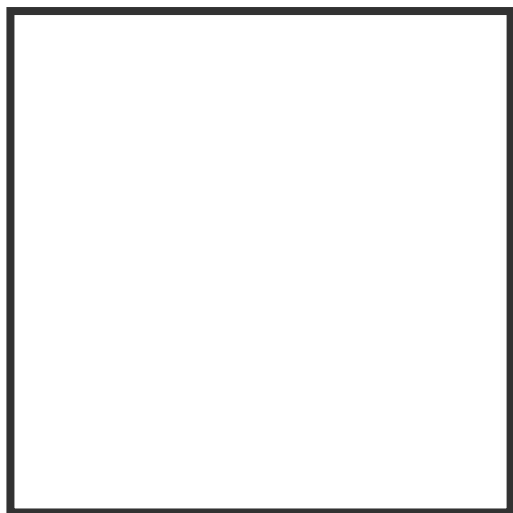
当該作業は、当初計画では1年以内に完了する予定であったため、保安規定第2編第46条第5項に従い一時的な管理区域を設定し実施しているが、作業の進捗に応じた施工方法の変更に伴い、作業期間が1年を超える見込みとなったことから、本変更を行う。

※：排気筒鋼板に放射性物質による汚染がないことは確認済であるが、汚染していた排気筒内面モルタル（解体済み）との接触面に対し、信頼性を高める観点から余裕をもって切削分離を実施し、排気筒鋼板を放射性廃棄物でない廃棄物（NR）として取り扱う。

(2) 排気筒（1号及び2号炉共用）鋼板の汚染部位分離作業に伴う管理区域図の変更

【汚染部位分離作業の概要】

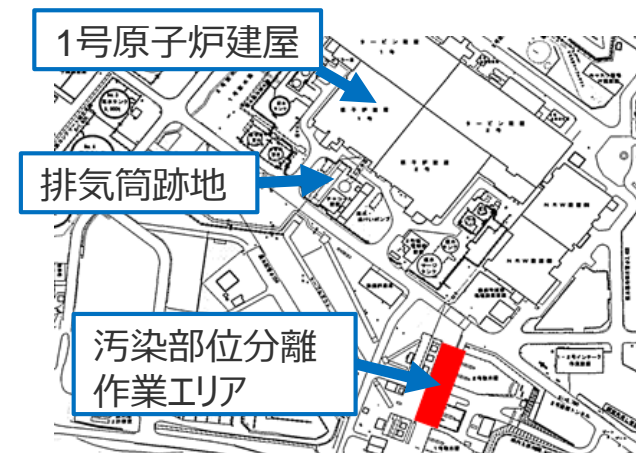
解体済みの排気筒（1号及び2号炉共用）の鋼板をNRとして取り扱うため、屋外インテークに一時的に汚染のおそれのない管理区域を設定し、汚染していた内面のモルタル（撤去済み）と接していた鋼板表面の切削分離を実施する。



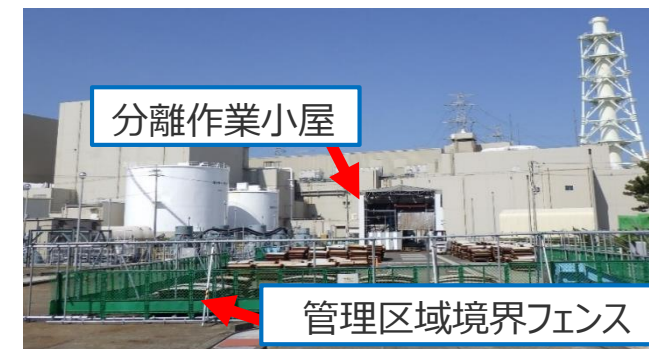
NR化処理の概念図



NR化処理装置



汚染部位分離作業エリアの場所



汚染部位分離作業エリア写真

○一時的な管理区域の設定期間（当初計画）：2021/11/29～2022/11/25

(2) 排気筒（1号及び2号炉共用）鋼板の汚染部位分離作業に伴う管理区域図の変更

【施工方法の変更による作業期間の延長について】

現場施工を進める中で、取り扱う鋼板サイズを小さく変更した。

(約2m×2m → 約1m×1m)

そのため、処理枚数が増えたことから作業期間延長の見込みとなった。

施工方法の変更理由

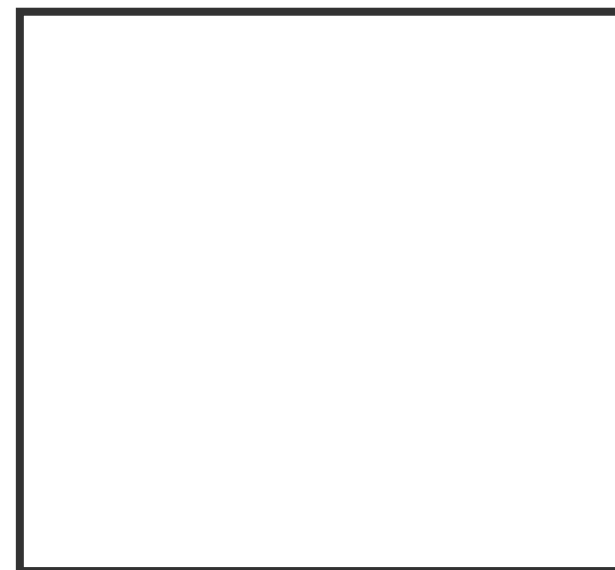
1. 曲率の大きい鋼板は固定や分離作業が困難
(排気筒上部の鋼板は曲率が大きく、分離作業の際、切削工具の押しつけに対する反力が得難い)
2. 鋼板のサイズが大きく、取り回しが困難

作業期間の延長

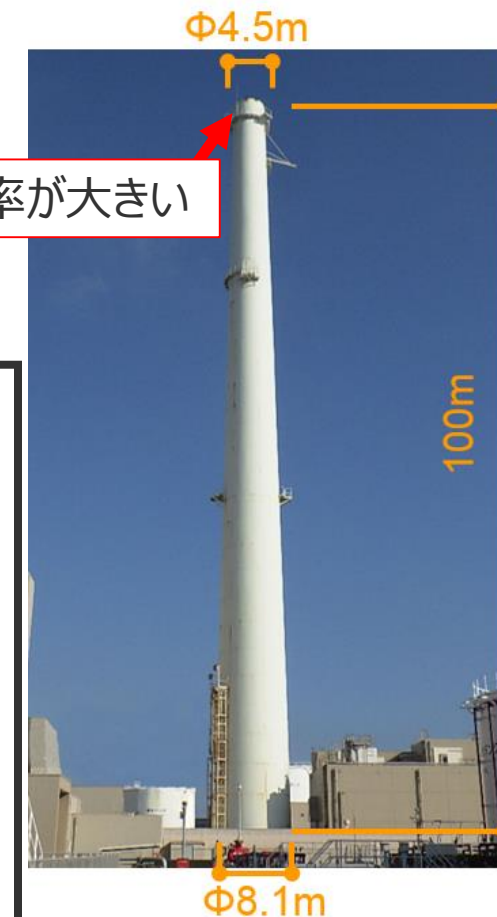
変更前 2021/11/29 ~ 2022/9/17

変更後 2021/11/29 ~ 2023/2/末

(作業期間の短縮に向けた2班体制の導入及び時間外作業を実施中)



鋼板固定の様子(モックアップ時)



排気筒(1号及び2号炉共用)の直径の差

